

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・**延長**）

（農林水産省）

制 度 名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例				
税 目	所得税、法人税（租税特別措置法第 25 条、第 67 条の 3、第 68 条の 101）				
要 望 の 内 容	<p>肉用牛の売却による農業所得の課税の特例措置の適用期限を 3 年延長すること。</p> <p>[現行制度の概要] 農業を営む個人又は農業生産法人が飼育した肉用牛を家畜市場、中央卸売市場、農林水産大臣が認定した食肉市場等において売却した場合又は飼育した生後 1 年未満の肉用子牛を農林水産大臣が指定した農業協同組合若しくは同連合会に委託して売却した場合、1 頭当たりの売却価額 100 万円（乳用種は 50 万円）未満の肉用牛又は高等登録牛であって、かつ、その肉用牛の頭数の合計が 2, 000 頭以内であるとき、その肉用牛の売却により生じた事業所得に対する所得税又は法人税を免除。</p> <table border="1" data-bbox="874 976 1489 1066"> <tr> <td data-bbox="874 976 1219 1066">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1219 976 1489 1066">－ 百万円 （4, 300 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （4, 300 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （4, 300 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 本特例措置は、我が国の肉用牛経営が本特例措置を活用することにより、農林水産大臣が定める「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」（目標年度平成 32 年度）にかかる「酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本的な指針」に基づき、牛肉の需要の長期見通しに即した牛肉の生産数量の目標及び肉用牛の地域別の飼養頭数の目標に向けた取組を推進させ、高品質で安心・安全な国産牛肉の安定供給、離島、山村地域等条件不利地域を含む国土保全・有効活用の貢献を通じた食料自給率の向上、雇用の創出等地域経済への貢献、新たな輸出産業としての拡大が促進されることを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性 肉用牛生産は、高品質で安心・安全な国産牛肉の安定供給、離島、山村地域等条件不利地域を含む国土保全・有効活用の貢献を通じた食料自給率の向上、雇用の創出等の地域経済への貢献、新たな輸出産業としての拡大が促進されることを目的としている。</p> <p>また、肉用牛経営は、繁殖雌牛が初産分娩するまで 2 年以上かかるなど飼養期間が長く景気変動等による枝肉や子牛価格の変動の影響を受けやすいこと、口蹄疫の発生や飼料等のコストの増加、景気後退による需要減少、さらには WTO、EPA 等国际化の進展など、厳しい環境にあり、今後とも経営の安定と国産牛肉の安定供給を図っていくためには、引き続き、経営体質を強化されていくための本特例措置の継続が必要不可欠である。</p> <p>特に、22 年 4 月の宮崎県での口蹄疫発生に伴い、九州地域を中心に 23 年度以降肉用牛生産の復旧を本格化させる必要があり、本特例措置の活用が重要となっている。</p>				

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今回の要望に関連する事項</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づく「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」（平成 22 年 7 月 27 日公表）</p> <p>「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」において、肉用牛生産は、重要な動物性たんぱく質の供給源であるほか、地域資源の活用による地域の雇用の創出や国土の保全等に重要な役割を果たすのものとされ、本制度は肉用牛経営の維持・発展のための有効なツール。</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 食料の安定供給の確保（食料）</p> <p>《政策分野》 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化</p>																			
		<p>政策の達成目標</p>	<p>「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」における平成 32 年度の肉用牛飼養頭数、牛肉（枝肉）生産量を達成目標としている。</p> <p>なお、平成 32 年度の国内牛肉生産量は、和牛の繁殖雌牛飼養頭数が増加することに伴い、生産量は増加（25 万トン（20 年度比+3 万トン））するものの、乳用種は減少（27 万トン（20 年度比▲3 万トン））することが見込まれることから、20 年度と同程度の 52 万トンと設定。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">目 標</th> </tr> <tr> <th>20 年度 (A)</th> <th>32 年度 (B)</th> <th>年平均伸び率 (%) (20~32 年度)</th> <th>比率 (%) (B)/(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肉用牛飼養頭数 (単位：万頭)</td> <td>292</td> <td>296</td> <td>0.1</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td>牛肉（枝肉）生産量 (単位：万トン)</td> <td>52</td> <td>52</td> <td>0</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	目 標				20 年度 (A)	32 年度 (B)	年平均伸び率 (%) (20~32 年度)	比率 (%) (B)/(A)	肉用牛飼養頭数 (単位：万頭)	292	296	0.1	101	牛肉（枝肉）生産量 (単位：万トン)	52	52	0	100
		区 分	目 標																			
			20 年度 (A)	32 年度 (B)	年平均伸び率 (%) (20~32 年度)	比率 (%) (B)/(A)																
肉用牛飼養頭数 (単位：万頭)	292	296	0.1	101																		
牛肉（枝肉）生産量 (単位：万トン)	52	52	0	100																		
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>所得税 平成 24 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日 法人税 平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日</p>																					
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>政策の達成目標と同じ</p>																					
<p>政策目標の達成状況</p>	<p>高品質で安心・安全な国産牛肉の安定供給、離島、山村地域等条件不利地域を含む国土保全・有効活用の貢献を通じた食料自給率の向上、雇用の創出等の地域経済の貢献、新たな輸出産業としての拡大が促進されているところ。</p> <p>また、平成 27 年度目標(17 年度決定)には、まだ隔たりがあるものの、過去 3 年間(18 年度~20 年度)で見ると、肉用牛飼養頭数で 6.1%増(27 年度目標 348 万頭に対して、17 年度 276 万頭が 20 年度 292 万頭)、牛肉(枝肉)生産量で 4.2%増(27 年度目標 61 万トンに対して、17 年度 50 万トンが 20 年度 52 万トン)となっている。</p>																					

有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 23 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用対象者</td> <td>74,249</td> </tr> <tr> <td>件 数</td> <td>15,885</td> </tr> <tr> <td>減税額(百万円)</td> <td>2,883</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成 23 年度	適用対象者	74,249	件 数	15,885	減税額(百万円)	2,883								
	区 分	平成 23 年度																
適用対象者	74,249																	
件 数	15,885																	
減税額(百万円)	2,883																	
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>国産牛肉の安定供給が国内の消費者等から強く求められている中で、肉用牛農家の経営の安定を図り、条件不利地域の産業基盤の維持や新たな雇用の創出を促す上でも本特例措置は有効。</p>																	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	肉用牛の売却による事業所得の課税の特例措置（地方税）																
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>肉用子牛生産者補給金制度 指定肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に国から補給金を交付。（平成 22 年度予算額 248 億円）</p> <p>肉用牛繁殖経営支援事業 肉用子牛生産者補給金制度を補完し、子牛価格が家族労働費の 8 割水準を下回った場合に差額の一部を補てんとして交付。（平成 22 年度予算額 14 億円）</p> <p>肉用牛肥育経営安定特別対策事業 肥育牛 1 頭当たりの粗収益が生産費を下回った場合に差額の一部を補てん金として交付。（平成 22 年度予算額 85 億円）</p> <p>牛肉の価格安定制度 牛肉の実勢価格を一定の価格帯の中に安定させるため、独立行政法人農畜産業振興機構の売買操作や生産者団体の調整保管を行う。</p>																
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>上記予算措置により、肉用牛繁殖・肥育経営の経営安定を図っているところ。</p> <p>一方、本特例措置では、個人経営等を対象とした施設整備、雇用の創出等について税制面から支援することにより、資本の充実を促進し規模拡大や経営の合理化を推進させるものである。これらにより経営体質の改善を図る。</p>																
	要望の措置の妥当性	肉用牛経営の維持・発展を図るための措置として、家畜市場等で公正に取引された牛に限定して必要最低限の範囲で実施。																
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 19 年度 (見込)</th> <th>20 年度 (見込)</th> <th>21 年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用対象者</td> <td>84,749</td> <td>82,849</td> <td>79,749</td> </tr> <tr> <td>実績 件 数</td> <td>22,002</td> <td>19,069</td> <td>18,368</td> </tr> <tr> <td>減税額(百万円)</td> <td>7,046</td> <td>4,184</td> <td>4,079</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成 19 年度 (見込)	20 年度 (見込)	21 年度 (見込)	適用対象者	84,749	82,849	79,749	実績 件 数	22,002	19,069	18,368	減税額(百万円)	7,046	4,184	4,079
	区 分	平成 19 年度 (見込)	20 年度 (見込)	21 年度 (見込)														
適用対象者	84,749	82,849	79,749															
実績 件 数	22,002	19,069	18,368															
減税額(百万円)	7,046	4,184	4,079															
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>本特例措置により、肉用牛経営における自己資金の蓄積を図り、生産性の向上や規模拡大に向けた設備投資のため各経営の創意工夫による多様な取り組みを促し、個人経営等を対象とした畜舎等の施設整備の支援を実施することで、食料自給率の向上、雇用の創出等の地域経済への貢献、新たな輸出産業としての拡大が促進される。</p>																	

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>政策の達成目標と同じ</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>原油価格の上昇を背景とした飼料価格の高騰等による生産コストの上昇に加え、リーマンショックに端を発した景気後退による牛肉価格の低下による販売価格の低下、口蹄疫による家畜流通の停止等が重なったため。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>改正経緯 平成 20 年度：延長、1 戸当たり売却価格に上限（2,000 頭）を設定、1 頭当たり売却価格の上限を見直し（乳用種の売却価格 100 万円から 50 万円） 平成 17 年度：延長、適用期間を 5 年間から 3 年間に短縮 平成 16 年度：農業災害補償法の改正に伴う規定の整備 平成 12 年度：延長 平成 7 年度：延長 平成 2 年度：延長、農協等の指定要件の変更、農協等への委託販売の対象に肉専用種子牛を拡大 昭和 60 年度：延長 昭和 55 年度：延長、子牛の生産の用に供されたことのない乳用雌牛 100 万円以上の肉用牛を課税 昭和 52 年度：延長 昭和 49 年度：乳用雄子牛の価格安定事業を行う農林水産大臣の指定を受けた農協等を追加 昭和 47 年度：延長 昭和 45 年度：食肉センター等のうち農林水産大臣の認定を受けた市場を追加 昭和 44 年度：条例市場のうち農林水産大臣の認定を受けた市場を追加 昭和 42 年度：創設</p>